

平成29年第 1 回定例会

(第 4 日)

平成29年 3 月 8 日

平成29年第1回平川市議会定例会議事日程（第4号） 平成29年3月8日（水）
午前10時開議

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	工 藤 裕 子
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	谷 川 功
総 務 部 長	齋 藤 久 世 志	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	對 馬 一 俊
企 画 財 政 部 長	芳 賀 秀 寿	平 川 診 療 所 事 務 長	三 上 裕 樹
市 民 生 活 部 長	須 藤 秀 人	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	鈴 木 浩
健 康 福 祉 部 長	松 井 靖 子	監 査 委 員 事 務 局 長	石 田 善 久
経 済 部 長	白 戸 照 夫	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
建 設 部 長	木 村 雅 博	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	須 藤 俊 弘	農 業 委 員 会 会 長	柴 田 博 明
尾 上 総 合 支 所 長	原 田 耕 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	工 藤 久 富	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明
教 育 委 員 会 事 務 局 長	小 林 留 美 子	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	古 川 章 人	主 事	石 岡 奈 々 子
主 幹 兼 議 事 係 長	長 瀆 貴 弘	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。
 ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。
 本日は第9席から第12席までを予定しております。
 第9席、2番、工藤秀一議員の一般質問を許します。
 工藤秀一議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。
 工藤秀一議員の一般質問を許可します。
 工藤秀一議員、質問席へ移動願います。
 (工藤秀一議員、質問席へ移動)

○2番
(工藤秀一議員)

おはようございます。

一般質問は3日目になります、第9席、議席番号2番、誠心会工藤秀一です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

昨年は、市制施行10周年事業が滞りなく執り行われ、市長始め理事者側には大変苦勞されたのではないかとお察し申し上げます。その中で、市民歌は「いい歌だね。」と好評の声が多数聞こえております。市民の皆さんが歌えるよう、各事業等の開会式で歌ってみてはいかがでしょうかと思います。

それでは通告にしたがいまして、1番の消防団員について質問をさせていただきます。

昨年12月22日、新潟県糸魚川市で午前10時30分ごろ大規模火災が発生し、テレビ、新聞等で大きく報道されました。火元は飲食店、なべの空だきによる火災。拡大した要因は、建物が密集していたうえ、風速10メートルを越す強風が続いたため広範囲に拡大し、10時間余りたった午後8時50分によりやく鎮圧状態になり、23日午後4時30分に鎮火に至りました。22日には、消防車両は糸魚川市消防本部16台74人、消防団72台756人、県内外応援消防車両は38台175人、計126台1,005人。23日には、糸魚川市消防本部16台75人、消防団64台720人、県内応援消防隊は25台154人、計105台949人が消火活動に当たっております。消防活動に当たり、消火には水が足りなくなり、川から貯水槽に水をためる作業及び大量のホースの延長が行われました。また、避難勧告が出され、364世帯744人余り避難誘導も行われたため、負傷者は団員が14人、市民が2人となっております。また、24日から29日まで6日間、糸魚川市消防本部1台4人、消防団2台10人が警戒巡視活動をしております。このことから、消防団員の活動がいかに重要であるかがわかります。

全国的に消防団員の高齢化、消防団員の減少が社会的課題であり、災害対応力の弱体化が懸念されております。主要な構成員が自営農家、個人商店主からサラリーマンに推移し、就業形態が変化したこと、勤務地が地元になく、実際の火災ではポンプ車両を持ち出すことができないほど日中の人員に困窮する分団が地区には少なからず出るおそれがあります。

そこでお伺いいたします。①当市の団員の欠員はどの程度あるのか。高齢化はどの程度なのか。対策はどのようになっておられるのか、お伺いいたします。②勤務地が遠方にあり、日中の火災に対応できない団員はどの程度あるのか。出勤時の状況と対策をお伺いいたします。御答弁お願いいたします。

市長、答弁願います。

○議長
○市長
(長尾忠行)

おはようございます。工藤秀一議員の消防団員について、御質問にお答えをいたします。

まず、団員の欠員及び高齢化についてであります。

言うまでもなく、消防団は地域防災の担い手として非常に大事な組織であります。しかしながら、議員御指摘のように、団員の欠員並びに高齢化が進んでいるのも事実であります。

当市では、4月1日現在668名の消防団員がおり、定数760名に対し92名が

欠員している状況にあります。消防団員の平均年齢は44.5歳となっており、10年前の41.4歳と比較して3.1歳上昇しております。年代で申し上げますと、20代から40代が453名、50代から60代が215名となっており、50代から60代の団員が全体の32.1%を占めております。また、過去10か年の推移を見ますと、全体では50名の団員が減っております。その内訳として、20代から40代の団員が114名減少し、50代から60代の団員が64名増加しております。一方で、消防団員の確保対策については広報等で募集をするとともに、各分団に新たな団員の勧誘をお願いしているところであります。

今後においても、このような取り組みを継続することとし、特に若い団員の確保は重要課題であることから、地域における消防団の役割を理解していただくことや、入団した場合の各種共済制度などによるメリットについても詳しく周知してまいりたいと思います。

次に、出勤時の状況と対策についてであります。

議員御指摘のとおり、全団員数668名のうち約6割の416名の方が会社勤めであります。このことから、日中の災害時においては、出勤できる団員のみで対応しているところです。一方、会社勤めの団員には、休日や夜間などに出勤していただいているところであります。

火災現場での消防団の役割としては、あくまでも常備消防の後方支援を基本としており、消火活動のみならず交通整理なども重要な活動となっております。

平成27年度の出動状況を見ますと21件あり、延べ98台の車両、910人の団員が出動しております。平均しますと、1件当たり約4.6台の車両、43名の団員が出動となっております。このことから、現状において消防団の役割を充分果たせていると認識しております。

一方、これからも会社勤めの団員が増えることが予想されますが、団員のスキルが低下しないよう、日ごろから中継訓練や放水訓練などを実施してまいります。

火災現場では駆けつけた団員・車両を最大限活用し、常備消防と連携しながら被害を最小減にできるよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長

2番、工藤議員。

○2番

(工藤秀一議員)

どうもありがとうございます。大分高齢化もサラリーマン化も進んでおられるようでございます。

それでは、①の高齢化について質問をさせていただきます。

全国の消防団員は、1952年に209万人をピークに高齢化による退団、若い世代の入団者減少で、現在では約89万人程度に低迷しております。当市では、定員が760人に対し27年には692人、欠員68人、28年には668人、欠員92人、1年で24人の減となっております。

当市の分団数は20分団あります。定員は分団ごとによって異なりますが、30人を割っている分団は第13分団29人、第14分団23人、第16分団28人、第17

分団26人、第18分団20人、第19分団15人となっております。分団によって非常に団員の減少が進んでおります。また、就業形態では、全国では約7割がサラリーマンとなっております。青森県全体では1万2,889人、67.6%がサラリーマンです。当市の被雇用者は、27年に428人、61.8%、28年は416人、62.2%であり、サラリーマン化が進んでおります。

消防団員については、ある分団長から私に相談がございました。団員の減少、サラリーマン化が進んでいる現状から、日中の火災に活動ができなくなるのではないかと心配されておられました。このことから、団員の定年を上げることができないか、団員の減少している分団に団員を補充するため、機能別消防団員の設置を検討できないかとのことです。

そこで、定年について伺います。内閣府で高齢者の日常生活に関する意識調査が行われ、高齢者の定義を日本老年学会、日本老年医学会が定義を検討し、提言しております。それによりますと、我が国の高齢者は65歳と定義されております。高齢者の心身の健康に関するデータを検討した結果、5歳から10歳若返りの現状がみられるとのことです。特に65歳から74歳の前期高齢者においては、活発な社会活動が可能な人が大多数を占めておられるとのことです。このことから、当市の条例では定年は65歳となっておりますが、欠員の状況、人材不足を考えれば、定年を70まで引き上げるべきと思われますがいかがお考えか、御見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

議員御指摘のとおり、当市の消防団員も、先ほど申し上げましたが定数が減少してきておりますし、また、サラリーマンの方々の占める割合も多くなっております。

現在、当市消防団条例では、団長等本部並びに分団長については70歳、消防団員については65歳が定年となっております。

議員御指摘の定年の引き上げについては、今後、現場の対応を最大限考慮する必要があることから、消防団幹部会議において意向を確認のうえ、検討してまいりたいと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長

2番、工藤議員。

○2番

(工藤秀一議員)

各分団によっては非常に困っておられるとのことです。ぜひ検討していただければというふうに思います。

それでは、欠員についてでございます。機能別消防団員の制度設置についてでございます。

総務省消防庁が2005年1月26日、消防団員の活動環境の整備についてという通達をし、減少している消防団員を回復させるとともに、サラリーマン増加により消防団活動に参加しにくい住民層にも、個々人の事情に対し、より配慮した参加の機会を広げるため、特定の活動にのみ参加することとされる機能別消防団員制度を設置することを、新たな団員の獲得に向けた施策として打ち出しました。

機能別消防団員は、その地域性や住民の特性、事情、能力にかんがみ、地

域に適した機能別団員の制度の設置及び任命を検討するものであります。

全国では、機能別消防団員は郵便局員、大学生、OB団員、自主防災組織のリーダーなどさまざまであります。県内では、鱈ヶ沢町、八戸市でも機能別消防団員を設置しておられます。本市としても、欠員のため困窮する分団に機能別消防団員の設置が必要と思われかもしれませんがいかがお考えか、お答えをお願いします。

○議長

総務部長。

○総務部長

工藤議員の御質問にお答えをいたします。

(齋藤久世志)

2月20日付の朝日新聞にですね、鱈ヶ沢町のその機能別消防団の設置の記事が載ってございました。このことについては、市役所の中でもですね、こういった可能性があるのかっていうことでちょっと話題にしたことはございました。

議員御指摘のとおり、本市の場合、自主防災組織の組織率が県内1位ということで、そういった防災活動についてはかなり意識は高まっているものと思っております。ただその、具体的にですね、機能別消防団の設置については、そういった可能性があるのかどうか、また、その仕組みをですね、市役所の中で検討したうえでですね、可能性があるのであれば、またそういった設立もですね、支援してまいりたいと考えてございます。

○議長

2番、工藤議員。

○2番

ぜひね、分団でも困っておられるところがございます。そういう意味でも機能別消防団員、そこを十分考慮して考えていただければと思います。

(工藤秀一議員)

それでは、②の対策についてお伺いいたします。

消防団協力事業所についてです。本市のサラリーマン化は62.2%であります。消防団活動には企業の理解が必要であります。そこで、総務省の消防団協力事業所表示制度があります。全国消防団員の約7割がサラリーマンという状況の中、消防団の活性化のためには被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境を整備することが重要であります。そのため、企業の消防団活動への一層の理解と協力が必要不可欠となっております。

消防団協力事業所表示制度とは、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて地域防災体制がより一層充実させることを目的とした制度であります。本市も消防団協力事業所表示制度があります。協力事業所は何社あるのかお伺いいたします。御答弁をお願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

現在、議員お尋ねの協力事業所の件ですが、現在、1社もございません。

(齋藤久世志)

○議長

2番、工藤議員。

○2番

非常に、ないということは残念でございます。

(工藤秀一議員)

28年の4月1日では、全国では1万2,899事業所、青森県では278事業所があります。県内10市では、青森市が18、弘前市61、八戸市9、黒石8、五所

川原9、十和田市20、三沢市2、むつ市48、つがる市3というデータが出てきております。平川市はゼロということで、大分少ないのがわかります。さらなる協力を求めていただくようお願いをいたします。これで1番の消防団員について、質問を終わらせていただきます。

次に、2番の碓ヶ関総合支所についてでございます。①公民館への移転について。

平成26年10月、本庁舎建設に向け支所のあり方検討委員会が設置され、平成27年2月6日まで計3回検討されております。その中で、老朽化、耐震性に問題があり、支所を公民館へ移転すると市で提案しております。理由として、公民館は碓ヶ関地区の防災拠点となることができる。支所機能と公民館機能を集約することにより効率的な管理ができるためとなっておりますが、検討委員会の意見はどのように反映されておられるのか。

公民館は夏祭りや各種イベント、葬儀など行われ、現状でも駐車場が狭いことから、駐車場の確保はどのように考えておられるのか。財政運営計画でも、平成30年碓ヶ関総合支所移転改修事業を公民館分として計画を立てております。計画内容を詳しくお知らせください。また、地域住民への説明はどのようになっておられるのか。支所を公民館とは別の場所への移転は考えておられないのかお伺いいたします。御答弁をお願いいたします。

②です。人員の配置について。

碓ヶ関支所の職員は地域活性化事業や各団体の事業等に積極的に協力し、地域の一員として見本となり、信頼関係は絶大なものがあります。しかし、地域からは残念ながら不満の声も数多く聞かれます。特に建設、農林の相談要望が尾上分庁舎で検討され、対応及び回答が遅くなっておられるようです。

碓ヶ関支所は、平成27年度から経済建設課がなくなり、市民生活課のみとなっています。高齢者が多く、交通手段もままならない飛び地であります。碓ヶ関地区は衰退し、行政と市民の溝がますます深まるものと思われまます。地域の不安を取り除き、地域課題をいかに解決していくかが求められるものであります。そのため、市民生活課だけでなく建設課、農林課の職員の配置が必要と思われまます。どのようにお考えでしょうか、御答弁をお願いいたします。

次、③テレビ電話についてです。

近年、市民ニーズや価値観の多様化、複雑化が進む中、行政には地域の課題にきめ細かい対応が求められております。

碓ヶ関地区は高齢者が多く、支所は地域にとって一番近い存在であり、親しみやすい便利な支所でなければなりません。本庁舎に行けない高齢者の方の相談、また、電話だけでは相手にうまく伝わらない、そういった方のためにもテレビ電話が必要であります。

そこでお伺いいたします。いま支所にはテレビ電話は何台あり、1年にどのぐらい活用されておられるのか。支所にテレビ電話があるのがわからない市民も多数いると思ひまます。その周知はどのようになっているのかお伺い

○議長
○市長
(長尾忠行)

たします。御答弁のほど、よろしく願いいたします。

市長、答弁願います。

工藤議員の碓ヶ関総合支所の御質問についてお答えをいたします。

御指摘のとおり、平成27年2月に平川市支所のあり方検討委員会から、碓ヶ関支所機能を公民館に移転するとした市の提案を了とする報告書が提出されております。その中では、付帯意見として職員数の大幅な減員の回避、各団体が所有している機材等の保管場所の協議、駐車場の確保、公民館機能の維持が挙げられています。

今年度、支所移転に伴う公民館改修工事の基本設計を実施しておりますが、その考え方は、現在の支所の人員及び業務を公民館に移転することを前提にして必要なスペースを確保することを基本としております。駐車場に関しては十分ではありませんが、職員用の駐車場は旧保育所用地を活用するなどして駐車スペースを確保してまいりたいと考えております。また、各団体の機材の保管場所や今後の活動については、これからも話し合いを重ね、検討してまいります。

財政計画等の事業費は概算の事業費であり、移転改修の詳細につきましては、今後の実施設計で詰めてまいります。現在のところ、公民館事務室の改修のほかにトイレの洋式化、段差の解消なども実施する予定です。また、障害のある方でも2階を利用できるようにエレベーターを設置できないかも検討しております。

今年度、基本設計が完成後、来年度に住民への説明の機会を設けながら実施設計を進めてまいる予定であります。支所を別の場所に移転することは現在考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

続いて人員の配置についてであります。

平成27年度から、碓ヶ関総合支所は経済建設課と市民生活課が統合され、市民生活課1課体制となっております。現在は市民生活課の中に建設係、産業振興係があり、建設、農林、観光等の業務を引き継いでおります。建設、農林関係の相談や要望への対応であります。内容によって支所ですぐ対応できるものもありますが、本庁舎と協議が必要な事案もあります。

今後は、より一層支所と本庁の連携を密にして迅速な対応に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

テレビ電話につきましては、碓ヶ関総合支所長から答弁させます。私からは以上であります。

○議長
○碓ヶ関総合支所
長(工藤久富)

碓ヶ関総合支所長。

お答えをいたします。現在、碓ヶ関総合支所にはパソコンを使って本庁の職員とやり取りができるシステムが設置されており、平成26年10月から1台が稼働しております。本庁での対応先は総務課、税務課、健康推進課となっております。

利用状況についてですが、支所職員の説明と本庁職員の電話での説明で済む場合が多く、あまり利用していない状況です。また、このシステムを使用

する場合は、まず支所職員が相談内容を伺いまして、必要に応じて担当職員を呼び出し使用することになるので、住民への周知は特段行っておりません。相談内容によってはパソコンの画面を利用したほうがわかりやすい場合もありますので、今後、その利活用を検討してまいります。以上です。

○議長
○2番
(工藤秀一議員)

2番、工藤議員。

それでは、①の公民館への移転について再質問をさせていただきます。

公民館事務室を改修し、支所の人員及び業務のスペースを確保することですが、選挙の期日前投票及び確定申告などの業務もあり、支所移転のため公民館のスペースが縮小されることも懸念されます。公民館を増築する考えはないのかお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

御質問にお答えをいたします。碓ヶ関公民館は耐震診断の結果、各階で防災拠点となる場合に満たすべき構造耐震判定指標が0.81以上となっていることが確認されています。このため、今回の改修計画では、主体構造部と言われる壁、柱、床、はり、屋根はそのまま、建築物の構造上重要でない間仕切り壁などの改修を前提としております。

増築面については、1階のロビーの西側、つまり平川に面した部分が増築可能であるので、この部分を増築し、広くなったロビーを間仕切りで区分して期日前投票所に使えないか、いま現在検討しております。

また、納税相談等の際は、2階、3階の部屋を活用し、対応したいと考えております。地域住民の利便性を第一に考え、既存のものをできるだけ有効に活用し、使いやすい建物にしたいと思っておりますので、御理解をいただくようお願いいたします。

○議長
○2番
(工藤秀一議員)

2番、工藤議員。

公民館の改修に当たり、トイレの洋式化、段差の解消、エレベーター設置は地域住民が一番望んでおられることですので、ぜひ実現していただきたいと思っております。また、住民への説明もしていただき、意見を十分考慮し利用しやすい支所・公民館となるよう実施設計を進めていただきたいと思っております。

②番の人員配置でございますが、質問はございません。市民生活課の中に建設係、産業振興係があるのであれば、地域の要望をつなぐだけでなく地域の課題をいかに解決していくか手段を考え、模索し、市民の声に効率的に対応していただくようお願いいたします。

③のテレビ電話についても、再質問はありません。

現在、住民への周知がされず、あまり利用されていないとのことで、非常に残念に思います。

支所のあり方検討委員会では、付帯意見として、テレビ電話の活用により市民の本庁舎職員へ直接相談できる体制をこれからも維持し、市民満足度向上に努めていただきたいとの意見があります。テレビ電話で担当課の職員に相談し、より詳しい説明をしていただき、適切な解決策を見出せば、市民の不安もなくなり満足度の向上になると思われまますので、市民感覚を持って

より市民に密接なサービスを提示できるよう、市民にテレビ電話の周知をしていただき、より多くの方に利用していただきたいと思います。また、対応先も各課すべてに対応できるよう設置を検討していただきたいと思います。以上で、私の一般質問を終わります。

○議長

総務部長。

○総務部長

(齋藤久世志)

先ほどの私の答弁にですね、誤りがありましたので訂正させていただきます。

消防団協力事業所の認定、私、1社もございませんということで回答させていただいたのですが、実は平成27年ですね、7月の15日付で1社認定されてございます。株式会社乗田建設でございます。大変失礼いたしました。

○議長

2番、工藤秀一議員の一般質問は終了いたしました。

10時50分まで休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第10席、19番、佐藤 雄議員の一般質問を許します。

佐藤 雄議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

佐藤 雄議員の一般質問を許可します。

佐藤 雄議員、質問席へ移動願います。

(佐藤 雄議員、質問席へ移動)

○19番

(佐藤 雄議員)

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。通告どおりやる予定でございましたが、この質問には前段がありますので、少しお話ししてから本題に入ります。

最初に、一般質問受付最終日のことについてであります。3月の13日、事前聞き取り調査がありました。このとき……。

(「2月です」と呼ぶ者あり)

○19番

(佐藤 雄議員)

私が事務局に通告した後でございます。男性職員と女性職員の2人でした。この人、私も全部調べてら。95%だね。〇〇で。いや、私、〇〇とは言っていないよ。きな臭いから静かにしてるんですよ。いや、私たちも調べてみなわがってる。簡単に切り捨てられました。時間はかかるの、に対し、私は、そんなにかからないかもしれせん。しかし、答弁いかんによっては再質問するかもわかりません。数字ですからねというようなことで13日は終わりました。

2月の14日、電話がありました。今日、もう一度聞きたいと、あなたの家に行ってもよいと。私は、今日はやってる仕事もあるので明日ならよいということで、15日の午前中に行くことにしました。

2月15日、2回目の聞き取りであります。男の人2人です。時間はどのくらいかかるのかに対し、そんなに時間はかからないと言ったら、それ

だば何も一般質問でやらなくてもいいんでねの、取り下げればいいんじゃないのと繰り返されました。取り下げろと言わんばかりであります。

私は、このとき気づきました。去年の11月11日の市長の言葉、庁舎5階建て52億5,000万円で決まったというときのくだりの話、人口が減ってしまうんだよに対し、しらねふりしてやってればいいと言われたと。また、職員減らせば仕事よげになるはんでまねとも言われたと言っております。市長はこのとき半分ベそかいておりました。取り下げろと言わんばかりに〇〇が言っている。入札質問をみな丸々闇に葬ろうとする作戦に出てきたなど。この職員は、自分は1番だと思っているかもしれないが、語るに落ちていることに気づいておりません。勇み足であります。

また、なぜ内部告発だとわかるのだと詰め寄ってきました。私は、去年の12月の5日の議会に、常任委員会で文化センターの工事に反対いたしました。すぐその翌日6日早朝、電話があり、時間的に昨日の今日でありますので、そこにいる人でなければわからないことですよと、繰り返し本会議でも説明してると。そしたら言わなくなりました。

これでわかりました。〇〇だという課長、一般質問に持っていくことを阻止しようとする人と机を並べて仕事をしているということがわかったのであります。

後日、その足跡を調査してみましたら、いろいろなことが見えてまいりました。昭和54年より私は議員をやっておりますが、これが市職員の実態を見て愕然といたしました。

それでは、本題に入ります。葛川デイサービスセンター建設についてお尋ねいたします。

平成28年3月第1回定例会に提出案件の中に、議案第37号東部地区辺地総合整備計画の変更についての議案がありました。いわゆる葛川地区のデイサービスセンター改築についてであります。

この案に提出されている工事に関する入札方法については郵便入札方法であり、その入札方法の説明を求めましたが説明が明解せず、質問が直接提案に関係ないとの声があり、私は質問をやめ、委員会終了となりました。

散会するとき、自分は今度東京都の議会研修に行かねばまねじゃと言って部屋を出ました。市長を始め関係部課長はまだおりました。後日、本会議において、ここです。午前中途中休憩となり、私が最後に議場を出たところに、ここです。後ろから声がしました、佐藤議員。私の後ろにいて、あの落札率95.〇〇、小数点第3位まで話されました。うん、私もみんな調べてわかってるのですと、副市長からも私の調書見てるべ。見てら。ちゃんとやってけろじゃと、建設会社で働いている人からも何も仕事ねえと訴えられているよ。うんうんと終わりました。

ところが、平成28年7月21日、東部地区デイサービスセンター新築工事が出てまいりました。これです。この入札一覧表であります。読み上げます。入札一覧表。工事名、東部地区デイサービスセンター新築（建築）工事、予

定価格6,788万円であります。これに対し、落札価格6,590万円であります。この落札率、97.08%であります。

私は2年間、調査をしてまいりました。これまでは入札の落札率、27年前半では95%以内であったが、後半からは95%以上となってまいりました。宮城県亘理町では98%で、企画財政課長及び職員2人の逮捕と報道されております。これは7月21日の入開札のことです。市長は昨年3月において、先ほども申し上げましたが95.何々%に、それに対し、ちゃんとやっつけろじゃと終わりましたが、私は27年度、28年度と調査を進めてまいりましたが、納得できないものがあるということで、3月と7月のこととあります。市長、この落札率についていかがですか。御説明をお願いいたします。

○議長
○19番
(佐藤 雄議員)

佐藤議員、最後までお願いします。

次に、第2期総合運動施設整備事業についてお尋ねいたします。

平成28年9月議会、最終日14日、市議員全員による運動公園視察説明会がありました。バスにて行きました。陸上競技場、野球場、駐車場等説明あり、見て回りました。まだ工事中ではありましたが、完成間近しであります。そして一巡したところにトイレと倉庫棟が一緒の、未完ではありながらありました。みんなはトイレと倉庫ではおかしいよと口々に言われておりました。不自然なので、帰ってから調べてみました。これが当時渡された資料であります。倉庫は倉庫であるのです。意外なことがわかりました。

入札日28年6月の20日、第2期平賀総合運動施設トイレ棟新築工事であります。郵便入札でございます。予定価格4,048万円に対し、落札価格3,925万円であります。この落札価格、実に96.96%であります。これは6月の28日のこととあります。また、第2期平賀総合運動施設整備倉庫事業、倉庫もあるわけです。予定価格2,326万7,000円、落札価格2,258万円あります。この立会者も前回と同じ立会者でございます、97.08%に繰り越すそうです。上も下も同じく97.04%あります。

9月14日に視察時に渡された資料の3枚目の②の工事のところに記載されております。この表を見れば、私が言ってることもわかるはずだと思います。

この2つの落札率、宮城県亘理町では企画財政課長、先ほど申し上げました。とまるどころがなくなってきました。最初は先ほども申し上げたように94%、95%、これから超えてきておるのです。市長、あなたの直接関与はしていないと思うが、善管注意義務、昨日も市長お話いただきました、善管注意義務に著しく抵触していると思いますが、負けるな市長、ひとつお願いします。

(「もう1つだが」と呼ぶ者あり)

(「3番もある」と呼ぶ者あり)

○議長
○19番
(佐藤 雄議員)

③もお願いします。

平成28年12月議会であります。平成28年12月2日の議会のこととあります。12月5日、私の所属する総務企画常任委員会のことです。議案第155号工事の請負契約についてであります。工事の請負契約について、下記のとおり工事

請負契約を締結するものとする。平成28年12月の2日提出。工事の表示、文化センター改修工事、いまやっております。契約の相手方、弘前市大字西茂森18番地、株式会社堀江。請負代金、これは入札の価格と違いますが、8億870万4,000円という提案であります。

委員長は質疑のあと賛否を諮りましたので、私は一般競争入札として自分に納得できないものがありますので賛成には至っておりません。従って否でありますと反対いたしました。反対いたしました、賛成多数で可決となりました。これが12月の5日のことであります。

12月の6日午前7時前後、私に電話が入りました。入札及び価格及び業者等についてのものであります。〇〇も〇〇も皆決まっているとの内容でありました。この事案は、昨日の常任委員会で私が反対したことにより間髪入れずに入ってきたということは、常任委員会に出席している職員が廊下で待機している職員でなければわからないことでもあります。その内容をみんな知っていなければならないことでもあります。

今回の質問で2月15日、先ほど申し上げましたが、その前取りにおいて、一職員がどうして内部かと私に迫り、このことを繰り返して説明しても届かず、時間がそんなに短い時間なら一般質問から取り下げていいのではと私に迫ってきた、先ほど申し上げました。この職員は、まな板に上がることを極端に嫌っていることもわかりました。もう1人は、先ほども言いましたが、みんな〇〇だねと。取り下げたほうがよいと詰め寄るあたりで、やっと点と線が結びついてきました。松本清張の点と線であります。以上、2点について、市長、よろしくお願いします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

佐藤 雄議員の入札の状況についての御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

当市では、入札の公平性・透明性を高めるために、平成20年度より建設工事の条件付き一般競争入札を導入し、条件に合った業者の方がだれでも入札に参加できることとしました。これと同時に、入札参加者が毎回入札会場に訪れなくてもいいように郵便入札も導入しております。

今回、議員御指摘の入札に関しても条件付き一般競争入札で実施しており、近年は工事費の積算システム等も非常に進歩していることから、入札参加者は適正に工事費を積算して入札した結果、落札率が高くなっているものと思われま。以上です。

○議長

19番、佐藤 雄議員。

○19番

いかに適正にやったとしても、数字は動きません。同じ日の入札の中に東部地区デイサービスセンター電気工事、これもまた94.87%、これは95%切ってるんですね。そして機械工事もまた94.48%であります。

(佐藤 雄議員)

最初に申し上げました、簡単にやっておこうと思ったが、2月15日の事前聞き取りで職員の1人の態度があたかも質問取り下げのふるまいを……。市長、あんたはこういう職員に苦しめられているのではないかと、やっとわかってきました。この95%切ってるの、97%になっても、いかがですか、市

○議長
○市長
(長尾忠行)

長。

市長。

議員に対してその質問の取り下げとか職員が話をするのは、越権行為だというふうに思います。今後、職員に注意をしながら、そういうことはないように努めてまいりたいと思います。

○議長
○19番
(佐藤 雄議員)

19番、佐藤 雄議員。

私は、去る2月18日天気も良い日、葛川地区デイサービスセンターの建築状況を見てまいりました。建設期限29年3月15日でした。Y建設です。設計事務所は庁舎建設有識者検討委員会委員長でした。私が11月11日に直接利害関係ある人々でした。その一角は近代化されて、葛川の下の方に下りていきました。そのとき撮ってきた写真でございます。おめでたく30日に落成式という御案内もきております。

次に、第2期総合運動場について、お尋ねいたします。

私は、かつて農業協同組合長時代不正経理に合い、8,000万余の不明金が出て、これに対し抵抗勢力が裁判を起し、私は反訴し、弘前裁判所、秋田高等裁判所、そして最高裁判所で勝ち取り、その被害額、関係組合員に配分いたしました。私も就任とともに事件が連続中のため10か月ただで働いたこととなります。勝因は動かぬ数字であります。いま、ちゃんと善管注意義務しゃべるはんで。そして、昨日市長も答弁しておりました、善管注意義務であります。善管注意義務とは、善良なる管理者によって十分注意しなければならない職務の遂行であります。怠っていたのであれば、それを私が勝訴いたします。そして、28年3月議会では、本会議において、午前休憩になって、そこで話をしております。数字が示しております。いま答弁ありましたけれども、数字は絶対に動かないということであります。

2月15日、職員は市長に内部告発だとわかるんですかと迫ってきたが、12月5日常任委員会で私が第155号に反対したその次の日の朝前後であります。私にしてみれば、このタイミングがこれまでの入札の落札率が皆同じで談合らしきであり、価格も何もみんな決まっているとの電話、なんら異常ではありません。いまも昔もXYの値がわからなかったが、この電話で連立方程式が解けました。

私のところにある人が来たときであります。話の中で、私は活字になったり電波に乗ったり、さげばりした人たちとは組しないと。叫ばれたはなんだべか。街宣車も来て叫ばれたこともありました。平賀町は一度なり二度なりもありました。忘れたころに縄となります。川は汚れて清き流れをと繰り返し、トップの争いは入札仕事であります。私は隣町で見えてきました。やむことのない根幹がここにあります。

私は1月に京都に行き、東本願寺をお参りしました。山門には泥沼の泥に住まう蓮の花とありました。来年1月、こういう問題を中心となって蓮の花は、となるでしょうか。蓮の花、春が育つか平川市となるでしょうか。入札では動かぬ数字がはっきりしているのでございます。市長、いかがですか。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。
先ほど佐藤議員に御答弁申し上げましたが、市としては入札の公平性・透明性を高めるために努力をしております。ただ、先ほども申し上げましたが、この落札率が高どまりということに関しましては、これは当市のみならず、さまざまな自治体の入札も高どまりであるというふうにお聞きをしておりますし、そのいわゆる積算システム、そしてまた予定価格も公表しておりますので、それらを総合的に勘案しながら落札者が適正に落札されたものというふうに考えております。

○議長
○19番
(佐藤 雄議員)

19番、佐藤 雄議員。
落札者が適正にやっただと。この、私は前取り調査した人は、皆そう言ってるんですよ。私、これ壇上から言いたくないから控えておりますけれども、いかがですか。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。
その事前調査と言いますか、聞き取りをされた方がどういう話をしているのかちょっと私は存じ上げませんので、いまお答えするわけにはいきませんので、お願いいたします。

○議長
○19番
(佐藤 雄議員)

19番、佐藤 雄議員。
私も、先ほども申し上げましたけれども、昭和54年からやって、一般質問でこういうこと初めてです。あなたの部下のところにいるわけです。それでも何ともありませんか、お尋ねします。

○議長

佐藤議員に申し上げますけども、傍聴者も、また市民の方も聞かれておりますので、要点を、何を聞いているのかももう少しわかるようお願いしたいと思います。

○19番
(佐藤 雄議員)

それではじゃあ、私、この質問をやるとき一般の方々から、1回しゃべればわかるはんで、よげしゃべねへでもいいでねなと言われておりましたので、じゃあこれで終わりますけれども、幹部職員たちが〇〇だと言っているんですよ。29年2月2日の入札、いま定例会に議案第20号として東小学校の件があります。これにおいてもしかり。96.9%です。いま市長がお話されましたが、適正だということになると思いますけれども、答弁がなると思いますけれども、私にしてみれば甚だ不愉快であります。終わります。

○議長

19番、佐藤 雄議員の一般質問は終了しました。
暫時、休憩いたします。

午前11時22分 休憩
午前11時23分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。
第11席、7番、佐藤 寛議員の一般質問を許します。
佐藤 寛議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。
佐藤 寛議員の一般質問を許可します。

○7番

(佐藤 寛議員)

佐藤 寛議員、質問席へ移動願います。

(佐藤 寛議員、質問席へ移動)

私は、このたび質問の機会を与えてくれました議長さんに感謝いたします。本当にありがとうございました。

それでは、さっそく質問に入らせていただきますが、何しろ私は緊張しておりますので、ちょっと言い方がまずい言い方するかもわかりませんが、ひとつ御了承願います。できるだけきちんと質問させていただきますので、お願いします。答えるほうはゆっくりと落ち着いて、市民の皆さんが納得いくように答弁していただければよろしいかと思えます。

それじゃあですね、私の質問でありますけども、まず1番、道路の除雪対策についてであります。これ毎年のように雪降るたんび、だれかが質問されているような気がしてなりません。だんで、その1点について。通学路の歩道を確保するための除雪についてであります。

皆さんがその通路歩いてわかるとおり、小学校の学校の通学路について、歩道があるにもかかわらず除雪がされていない箇所があるんです。いっぱいあります。それ、大変危険であります。そこで、すべての歩道が除雪されていればいいのでありますけども、除雪されていない歩道には雪が高くつまっていて、子どもたちがその上に登ったり滑り降りたりして、登下校のときにはとても危険な状況になっています。このような中で、小学校の部分だけでもいいので、小学校の登下校のときの安全を確保するために、市では通学路の歩道除雪についてどのように取り組んでいるのかお伺いします。

私の考えで言えば各町会さ、だれかかれかさやってもらうように除雪機、市でなんか貸してやってもらうとか、市で行き届かない場合はですよ、それをやってもらうとか、何らかのこういろんな工夫があってもいいんじゃないかと思えますが、そういう通学路の歩道だけでもなんとか確保していただけないものかなというふうに思っております。

そして次に、2番目であります。2番目です。

第2、障害者への支援対策についてでございます。障害者の支援対策について、①番は、障害者がいる家族に対する訪問相談とその対応についてお伺いいたします。

障害者を持つ家庭では、家族がそのことについて思い悩むため、家族が精神状態に変調をきたすケースがあるなど、相談やケアが必要となる場合があります。市ではそうした場合の訪問相談はなされているのか、また、どのように対応してくれるのかについてお伺いします。

まず、市のほうでは、いつでも来れば相談に乗って、役所のほうに出向いて来れば相談に乗ってやるということはあると思えます。しかし、なかなかその悩んで、うつ病になったりして家から出ないという、出たくなくて閉じこもってしまうってす障害者がいるために、閉じこもってしまうというそういう悩んでいる方、家族がいっぱいいると思えます。

私の場合の例にとって言えば、うちにも私の娘も障害者であるので、うち

のかかあがもううつ病になってしまって外さではってあるがね。あるがねえんです。病院さいぐにでもあるがね、出ない。買い物に行くのも出ない。そこで、私が誘ってたまにラーメンでも食べに行がねなどと言っても出ない。そういう家庭が、私のうちばかりでなくていっぱいあると思うんです。そこにだれかかれかが、職員の中でだれかかれかがなんかのこう、話っこに相手になっていたりとか相談的なこと持ちかけていけば、本当に気持ちが柔らかくなると思うんです。そういうことが、私は大変重要ではないかと思っております。このことについて、ぜひとも前向きに検討していただいて、そしてその、そういう人の気持ちを和らげていただきたいと思っております。それから、それに対応して、前向きに対応していただければありがたいなこのように思っております。

それから、②の軽度の障害者のための訓練施設及び福祉就労の拡充についてお伺いします。

軽度の障害者の皆さんが働きながら訓練したり就労できる施設は、平川市内にどのくらいあるのでしょうか。また、その数は障害者の希望をかなえ得るもののでしょうか。もし、希望を下回る数の施設だとすれば、拡充をする考えはあるのでしょうか。

私は、これは1番、軽度の障害者の人に対しては本当に重要なことだと思います。例えば、いま新庁舎建設されるわけでありましてけれども、その中にわずかな部屋っこでもいいから工作つくるところをとか、勉強するとことか、そのようなことをわずかなスペースでもいいのでつくってはどうかというふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、次に第3のバス運行についてお伺いいたします。バス運行について、小国・葛川方面からのバス運行についてであります。

小国・葛川、向こうのほうを、東部のほうでありますけれども、車の運転できない人とかそういう人が大変な御不便を感じているわけです。例えば、黒石駅から温川線が出てるわけでありましてけれども、平川市の中心は通らないわけです。平賀、尾上は通らないんです。ただ黒石さ真っすぐ行ってしまふんです。それでは平賀に用事あって来たくても、買い物しに来るとか病院さいぐとか、平川市、本庁舎のほうさ用事あって行きたいんだけどもとか、何だかんだいっぱいあると思うんです。ところが、そういうバスがない、足がないがために近所のあっちゃさ乗せていってもらおうとか、お父さんに乗せていってもらおうとかっていう、そういう人もいるわけです。大変残念でならないと思います。

ですから、小国・葛川方面、向こうのほうから来る人たちの不便を考えれば、毎日バス出せって言うてるんではないんです。週2回から3回でもいいから出してほしいってす向こうの要望があるんです、一般市民の。だからそういうことでせめてなんとか考えてもらえないかなということでございます。それで、その考えをお伺いしたいと思っております。以上です。

市長、答弁願います。

○議長

○市長
(長尾忠行)

佐藤 寛議員の御質問3点についてお答えをいたします。

まずは議員御質問の小学校通学路の歩道除雪についてであります。すべての歩道についての除雪は、現在、御指摘のとおり、できていない状況にあります。

歩道除雪は、ロータリー除雪車などで行っておりますが、歩道の幅や形状、車道の確保のために除雪が実施されていない箇所があります。そのような箇所については、道路の拡幅除雪や排雪により路肩部を広げ、歩行者の通行を確保するよう努めているところであります。今後も、教育委員会と連携しながら道路状況を確認し、通学路に対する登下校時の指導をし、児童の安全確保に万全を期すように取り組んでいきたいと思っております。

2点目の障害者への支援対策についてであります。

障害者がいる家族に対する訪問相談とその対応についてに關してであります。現在、市では相談に関する障害福祉施策として、職員による窓口や電話相談のほか、精神保健福祉士による「こころとからだの相談」事業を行っております。また、身近な相談者として身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置して、各種相談に応じていただいているところであります。

しかし、電話での相談や相談者が来庁することができないときは、保健師等による訪問相談を実施しております。そのような方は心のケアが必要な場合がほとんどであるため、必要に応じて繰り返し訪問をしたり、心身の状態に回復の兆しが見られたときは、市が行うさまざまな福祉施策に引き継ぐことで相談者の心身の苦痛が和らぐよう支援をしております。

このように多様なケースに対応できるよう相談体制を整えておりますが、引き続き相談窓口に関する情報を広く発信して、家族等がひとりで思い悩むことなく、相談しやすい環境をつくってまいりたいと考えております。

次の、軽度の障害者のための訓練施設及び福祉就労の拡充についてであります。

当市内の障害者の訓練・就労施設は、一定期間就労に必要な訓練を行う就労移行支援事業所が1か所、一般企業で働くことが困難な障害者に対し、雇用契約を結ばないで通所して作業をし、工賃をもらう就労継続支援B型事業所が3か所となっております。しかし、市内には身体的リハビリテーションや家事などの訓練を行う自立訓練事業所や、雇用契約を結んで給料をもらいながら利用する就労継続支援A型事業所がありませんので、これらのサービスを希望する方は市外の事業所を利用しているところであります。

このように、当市における障害者の就労施設はまだまだ少ない状況にありますが、市外の事業所を利用することで、現在、サービスを受けられずに待機している方はおらないと認識しております。しかし、障害者の利便性の向上と就労支援体制を充実するために、市内におけるこれらの施設の設置を各事業所や関係機関等に働きかけてまいりたいと考えております。また、新庁舎に、これは障害者の方々のスペースの設置ということでございますが、今後の計画の中で検討されていくことと思っております。

次に、3点目の小国・葛川方面からのバス運行についてであります。

東部地区に関するバス運行の現状につきましては、議員御指摘のとおり、現在、黒石駅と温川を結ぶ温川線が1日2往復されており、市の中心部への移動には、さらに黒石駅から弘南鉄道を利用することとなります。

議員の言われている平川市中心部へのバス運行につきましては、バス事業者との協議が必要となりますが、地域住民の要望も理解しておりますので、温川線との兼ね合いも含め、今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長

7番、佐藤 寛議員。

○7番

(佐藤 寛議員)

7番、佐藤 寛。はい、随分丁寧に答弁していただいてありがとうございます。きっと市民の皆さんがわかってくれると思います。ありがとうございました。そこで、ぜひひとつこれを実行していただきたくお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

7番、佐藤 寛議員の一般質問は終了しました。

13時まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第12席、9番、石田昭弘議員の一般質問を許します。

石田昭弘議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

石田昭弘議員の一般質問を許可します。

石田昭弘議員、質問席へ移動願います。

(石田昭弘議員、質問席へ移動)

○9番

(石田昭弘議員)

本定例会、最後の一般質問となります。12席、9番、新風の会、石田昭弘です。議長の許可を得ましたので、通告にしたがい質問いたします。

さて、少子高齢化、人口減少はいまに始まった問題ではなく、地方においては数十年前から都会などへの人口の流出が続いてきました。平成に入ってから、65歳以上が人口の50%以上という限界集落という言葉も生まれ、中山間部の過疎化が深刻な問題となっています。

こうした中であっても日本の総人口は増え続けてきましたが、昨年に公表された総務省統計局の2015年国勢調査の結果、統計を取り始めた1920年第1回国勢調査以降、初めて減少に転じました。また、昨年12月に発表された厚生労働省の人口動態統計の年間推計によると、2016年に生まれた子どもの数は98万1,000人と推計され、100万人を割ったのは1899年、明治32年に近代的な人口統計が開始されてから初めてとなりました。このように、地方のみならず日本全体としても人口減少、少子高齢化がより鮮明になりました。

失われた20年から経済は未だ脱却しているとは言いがたい状況のなかで、人口減少に歯どめをかける有効な対策を講ずることができなければ、国力は

坂を転がり落ちるように低下し、現役世代が負担している高齢世代に給付する年金制度や、さまざまな社会保障制度は維持できなくなるおそれが生じてまいります。その意味で、少子化対策、子育て支援の強化は待ったなしの最重要課題であると言えます。

市長は就任当初、子育て支援は未来への投資であるとし、安心して子どもを産み育てる環境を整備し、本市を子育て最適の地として発信したいと考えていると発言、この言葉のとおり、平成26年度、市役所内に子育て支援に特化した子育て支援課を創設、第2子以降保険料、保育料無料化に取り組みました。いまの言葉、訂正させていただきます。保育料でございますのでお願いします。まち・ひと・しごと創生平川市人口ビジョン及び平川市総合戦略ともリンクさせた、平成29年度から33年度までの第2次平川市長期総合プラン前期基本計画においても、子育てしやすさナンバーワンを掲げて、子ども・子育て支援に引き続き取り組む姿勢を示されました。

そこで、子育て支援について、①小学校卒業までの医療費の無料化について質問します。

市長が提言する、安心して子どもを産み育てる環境を整備するためには、現行の子ども医療費給付制度の拡充が必要であると考え、昨年私は、本市及び県内他市の子どもの医療費助成制度における所得制限、対象年齢等助成の取り組み内容を調べ、本定例会で平川市子ども医療費給付制度の拡充についての提案を考えていたところ、本3月定例会に平成29年度重要施策の1つとして、ゼロ歳児から小学校卒業までの通院と入院にかかわる医療費の所得制限をなくし、医療費全額を現物支給する子ども医療費給付事業拡充（案）が上程されました。そこで、子ども医療費給付事業拡充（案）が上程されるに至った経緯、つまり、小学校卒業までの医療費が無料化となった経緯について、市長に伺います。

次に、②保育児童の障害者支援について質問します。

障害とひと口に言っても、身体障害、知的障害、発達障害などがありますが、本項目では発達障害の支援について伺います。

昨年の3月定例会で、発達障害のある児童・生徒の対応について一般質問でも述べたように、約6.5%の割合で発達障害のある児童・生徒が、通常の学級に在籍している可能性があるとされています。

そこで、保育児童にもこの割合が当てはまると推測されますので、保育園等における発達障害のある幼児に対して、市としてはどのような対策または支援を講じているのか伺います。

続いて、③保育園等のAED設置状況について伺います。

市内には14か所の保育園等がありますが、AED、自動体外式除細動器の現在の設置状況をお知らせください。以上、よろしく申し上げます。

市長、答弁願います。

石田昭弘議員の子育て支援についてお答えをいたします。

まず、小学校卒業までの医療費の無料化についての経緯でございます。子

○議長

○市長

(長尾忠行)

ども医療費の全額給付の対象を小学生までとした経緯について御説明いたします。拡充にあたり、給付対象の範囲につきましてさまざま検討を行いました。その結果、医療機関へ受診する頻度が高い小学生までの支援を手厚くし、経済的負担の軽減を図ることとしたものであります。また、対象となるどのお子さんも等しく医療が受けられるよう、所得制限の撤廃や入院時の一部負担金をも廃止しております。限られた財源の中で、効率的かつ効果的な支援を行うことにしたものでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、保育児童の障害者支援についてであります。

心身に障害を抱える子どもに対する支援として、障害児保育事業を実施しております。この事業は、認定こども園や保育園に通所し保育を行うことにより、子どもの成長と発達を促進させることを目的としております。対象となるのは、集団保育が可能で特別児童扶養手当の対象となっている、軽度から中度程度の障害のある子どもであります。今年度の事業の実施状況についてですが、対象児童は10人で、7施設で実施しております。また、委託料は児童1人当たり月額3万7,500円としております。

その他につきましては、担当部長よりお答えさせていただきます。私からは以上です。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長
(松井靖子)

私からはAEDの設置状況についてお答えをいたします。

市内14施設へ照会をいたしました。11施設で設置しており、3施設が未設置の状況にあります。以上です。

○議長

9番、石田議員。

○9番
(石田昭弘議員)

それでは、再質問いたします。まず、小学校卒業までの医療費の無料化についてです。

本会議で、この子ども医療費給付事業の拡充案が議決された場合、開始は何月からになるのか、4月1日からになるのか。それとも手続きの都合上、少し伸びるのか。この点についてお聞かせ願います。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長
(松井靖子)

拡充の開始時期についてですが、子ども医療費給付システムの改修、それから申請の受付、資格証の発行事務等の作業の関係から、8月からの実施を予定しております。以上です。

○議長

9番、石田議員。

○9番
(石田昭弘議員)

8月1日からでよろしいんですね、はい。そうしますと、平川市の平成29年度当初予算案の事業費6,073万9,000円は、これは8月からということで考えてよろしいわけですね。そうなりますと、年度初めから行った場合は実際どれぐらいかかるのか。この点をですね、試算してるとは思いますがけれども、現行の制度下における事業費及び現行の制度下における事業費との差額も含めてお答えください。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長

お答えいたします。現行制度による医療費4,321万6,000円のうち未就学児

(松井靖子)

分は4,258万2,000円で、小・中学生分の入院医療費が63万4,000円となっています。拡充分の医療費1,752万3,000円のうち未就学児分は523万8,000円で、小学生分が1,220万8,000円、中学生分は7万7,000円となっております。

年度当初から実施した場合における年間の事業費は、7,825万円と見込まれます。差額は1,751万1,000円となります。以上です。

○議長

9番、石田議員。

○9番

いまのお答えでは、年度初めからであると総額7,825万円ということで、来年度、29年度から始めた場合の差額としましては1,751万1,000円ということによろしいですね。

(石田昭弘議員)

そうしますとですね、次に伺いたいことはですね、仮にもし、中学校卒業までこの適用範囲を広げた場合、事業費の総額はどれくらいと見込んでいるのか、お知らせください。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長

中学校卒業までこの事業を拡大した場合における事業費は、9,211万円と見込まれます。その差額は1,386万円となります。

(松井靖子)

○議長

9番、石田議員。

○9番

総額で9,211万円と。結構な額面になるとは思いますが、いまのこの小学校卒業までの事業に関しましてもですね、途中でやめるとか縮小するということはある意味では許されるわけですので、持続、永続的に行っていかなきゃいけないと思います。その意味でもって、トータルした場合のこの事業費のボーダーラインというふうなものは大体どれくらい設定したものなのか。もし、仮にそのうえでもってですね、中学校卒業までこの適用範囲を拡充した場合の事業費9,211万円、これが必要になると思いますけども、これは果たして可能なかどうか。もし可能であるのであればですね、やはりここまで広げることも視野に入れて今後考えていただければ結構だと思いますけども、何せまだ始めたばかりですので、状況が把握しないと何ともお答えできないと思いますけども、いまの考え方について少しお答えくださればと思いますので、お願いします。

(石田昭弘議員)

○議長

市長。

○市長

中学校卒業まで拡充する可能性はあるのかということでございますが、先ほど部長のほうから御答弁申し上げましたが、中学校まで拡充いたしますと1,386万円ほかに必要になるということでございます。このことに関しましては、事業を永続的に継続していかなければならないところがございます。その財源の確保等にもさまざま検討していかなければなりません。ですから、このことに関しては、今後の給付実績を踏まえながら拡充の可能性を見極めてまいりたいと思います。

(長尾忠行)

ただ、一方ですね、自治体間の財政格差によって、この子どもに対する医療の格差というものが、本来であればあってはならないことであります。私どもは、いまこういうふうに進めておりますが、それができない自治体もございまして。ですから市長会として、県や国に対して子どもの医療費が自治

体間の格差がなく医療が受けられるように要望も出しております。ですから、この辺のところの兼ね合いもありますし、自治体間格差がなくするようなことも議論しながら、ただ、当市としては、いまできる財政の範囲内でこういうふうな決定をさせて、予算の提示をさせていただいておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長

○9番

(石田昭弘議員)

9番、石田議員。

そのとおりですね。自治体同士の格差とかその違いがあつては本来はならないと思いますので、ぜひ要望して、子どもに対するこの事業に関しましてはですね、等しく受けることができるように、何とぞお願いしたいと思います。

そこでもって、次の質問に移りますけれども、保育児童の障害者支援について再質問いたしますけれども、障害者支援の前提に、3歳児健診以降、障害に応じて身体に障害のある人には身体障害者手帳、知的障害のある人には療育手帳、発達障害のある人には精神障害者保健福祉手帳、この交付を受ける必要があります。

しかし、発達障害は成長過程の1つの側面と見られ、3歳児健診だけでは見落とされる可能性があるやに思います。そうしたことを防ぐために、3歳児健診以降の子どもたちを対象に、保護者はもとより、より客観的に見ることができる保育園等の保育士との連携が、私は必要であると考えております。

市教委においては、就学前の子どもたちがスムーズに小学校に上られるように、毎年保育園等に訪問し状況把握に努めているとこのように聞いております。平川市子ども・子育て支援事業計画、30ページの④乳幼児健康診査事業、また、32ページの⑧精神発達精密検査事業には、保健師による電話や訪問等によって早期発見・早期療育につなげているとこのようにしていますが、より複数の目を通して、この発達障害に関しましては発見漏れを防ぐ必要があると考えております。そこで、担当課におかれましても、保育園等に定期的に訪問し情報の収集に努めるなど、現場に足を運ぶことも必要であると考えますが、見解を伺います。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

発達障害の子どもが発見漏れを防ぐ対応についてでありますけれども、議員御指摘とおり、保育園との連携というのは非常に大事だというふうに思っております。

発達障害の可能性のある子どもへの支援は、就学前の早期発見・早期支援がとても重要であります。発達が気になる子どもの状況について把握するために、園児や保護者に直接かかわる保育園等との連携を強化するとともに、関係各課と情報を共有して就学に向けての適切な支援につなげるよう、これまで以上に取り組んでまいりたいと考えております。また、保育園等と協力し、発達が気になる子どもの情報収集に努め、必要に応じて施設訪問を行い、適切な支援を図りますので、よろしく願いいたします。

○議長

9番、石田議員。

○9番
(石田昭弘議員)

ぜひともですね、現場に足を運んでいただきたいと思います。実際にあった話なんですけども、発達障害の子どもはですね、特に、非常にこう活発でございまして、普段のこの、一緒に子どもたちがいるとですね、なかなかこう難しい状況にありますし、また、ちょっとこう見方を変えると発達障害とまではとらえられなくて、いま言ったように元気な子どもで終わってしまう可能性もありますので、それがだんだん年を重ねていくと症状が鮮明化していきますので、早めに発見というのはなかなか難しいとは思いますが、だからこそこう複数の目、いろんな方々の目を通して、あ、これちょっとというような子どもがいましたら、すぐ手を差し伸べるような対応が必要だと思えます。

実際、そういうことで他の自治体においてはですね、やっぱり定期的に足を運んで、その課が、担当課が行ってお話を直接聞いていると言っていました。やっぱりその保育園等に関しましてもですね、なかなかこう、すぐこう意見とか情報とか上げづらい面もあるとは聞いていました。ですからこそ、普段のお付き合いが必要であると思えます。普段の交流を通しまして、ささいなことでも発見して吸い上げるような体制づくりをしていただければと思います。それこそが、新しくできた課の役割ではないかなと思えます。

この子育て支援課はとてこうありがたい課でございまして、ぜひともそういうふうな意味では最大源にこの機能的に活かしていただいて、発見漏れを防いで、その発達障害の子どもたちに対しても手を差し伸べていただければと思いますので、何とぞよろしく申し上げます。

そこでもって次に移りますけれども、先ほど支援の具体的な例もおっしゃっておいりました。委託料ですね。委託料3万7,500円をお一人に対して給付しているという話でございましたけれども、それ以外にも支援の項目としましてはですね、療育支援加算として月5万円の施設型給付、これも行っているとは思えます。

しかしながらですね、この金額ではですね、もう1つの課題、障害のある子どもの3人に1人保育士を加配する、このような手立ても講ずることになっておりますけれども、この金額内だけではなかなか難しい状況にあると思えます。いわゆるその、先ほどおっしゃったように、障害のある子どもたちは毎年毎年入るわけではありませんし、その年によってばらつきがあります。ですから、そのために加配する事業配置ってことはなかなか難しい。だからこそ、いざそういう場になったときにすぐ手立てをするための、ひとつの大きなこう組織的なもの、体制づくりが今後必要ではないかなと考えております。

その意味で、いま実際の現場の保育園においてはですね、この人員の不足とか人件費の問題等もありますので、常に保育士を加配しておくわけではなく、何か行事、例えばお遊戯会とか運動会とかあったときに臨時に雇っているという話も聞いております。ですけれども、本来であればですね、常にこう配置ができればベストだと思えます。

ところが、いま1つの大きな問題があります。それが何かと申し上げますと、首都圏の待機児童問題です。これによってですね、この地方は関係ないと思ってるかも知れませんが、国の指導もあって、いまどんどんと首都圏のほうに関しましてはですね、保育園を増やそうというふうな、このような流れもできております。それに関しまして、保育士不足、これが非常にこう大きな問題になっておまして、実際こちらのほう、地方にもですね、その人材の求めが来ているとも聞いております。ですから、このままであればですね、この地方においても、今後、保育士が不足して待機児童問題が出る可能性も否定はできません。

こうしたことを考えるときにですね、いまこの委託料3万7,500円、また、施設型の給付として5万円ありますけれども、これだけでは人員の確保はなかなか難しいと思いますので、できますればもう少し長期的なビジョンを持ちながら、この保育士確保に当たって、また、障害児の支援に関して特化できるようなシステムの体制づくり、これを求めるものでありますけれども、市長、見解を求めます。よろしくお願ひします。

○議長

市長。

○市長

再質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

障害の程度や介助に応じた支援を行うためには、発達を支援できる保育士や介助員の確保が必要であり、人的配置に対する支援をしていかなければならないことは承知をしておりますけれど、そこにはその、議員御指摘のように人的な要因とか、また、経費的な問題も出てきます。この件に関しましては、今後さまざまな状況を確認しながら、この事業内容の見直しを含め今後取り組んでまいりたいと思います。

○議長

9番、石田議員。

○9番

できるだけ善処していただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(石田昭弘議員)

次に、AEDに関しまして再質問いたします。先ほどの答弁では、14か所中3施設が未設置であると、このように伺いました。この点に関しましては、1秒を争う緊急事態、これが想定されますので、子どもの尊い命を守るためにもAEDの設置は急務であると考えております。設置できない園においてはさまざまな事情があるとは思いますが、市としてこのまま見過ごしてはならないとは思いますが、このAEDの設置に関しまして支援等いかなる対応ができるか、この件に関しまして市長の見解を伺います。

○議長

市長。

○市長

このAEDに関しましては、保育園に対して法令などでの設置義務はありませんが、多くの児童が通所する施設においては必要な機器であると認識しております。ですから、未設置の事業者に対しては、市のほうとしても設置の働きかけをしてまいります。なお、設置費用の助成については、現在のところ考えてはおりません。

(長尾忠行)

○議長

9番、石田議員。

○9番
(石田昭弘議員)

何度も申し上げますけれども、これは緊急を要する用件でございますので、さまざまなこう事情はあると思っておりますけれども、的確に、最適に、そしてなおかつ早急に、対処のほうお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは項目2、高齢者の交通対策、①高齢者の交通安全対策（高齢者の免許自主返納）について質問します。

高齢者のドライバーが引き起こす交通事故が社会問題になっております。当市でも、昨年11月に軽トラックが用水路に転落、70代の夫婦が死亡しました。

警察庁が昨年12月15日に公表した交通事故統計によると、2016年1月から11月末までに発生した死亡事故は3,048件。事故の過失の重い第1当事者を見ると、65歳以上の高齢ドライバーが起こした事故は867件で、死亡事故全体の3割近くの28.4%を占めています。内訳は、65歳から69歳は267件、70歳から74歳は185件。これに対して75歳以上は415件と特に多くなっています。死亡事故の原因を年齢別にみると、高齢ドライバーの場合、アクセルとブレーキの踏み間違い、ハンドル操作の誤りなどの運転操作不適が159件。ぼんやりしたり、注意が散漫になったりする漫然運転が154件と、他の年齢層に比べて突出して多くなっています。

死亡事故の総数は減少傾向にあるものの、今後団塊世代の高齢化による免許を保有する高齢者のドライバーは増えることが見込まれることから、老化による判断力・対応能力の衰え、認知症を背景とした事故のリスクが高くなるものも避けられない状況になってきております。対策としては、この3月12日に75歳以上の運転者への認知機能検査を強化した改正道路交通法が施行されます。また、1998年の改正道路交通法で制度化された運転免許証の自主返納制度をもとに、高齢者の運転免許証の自主返納を促す動きが全国で広がってきています。青森県警察でも同様に、高齢運転者による交通事故を減らすために推進しているところであります。

そこで、まず、平川市における高齢者の運転免許証の自主返納に対する考え方について、市長の見解を伺います。

次に、高齢者の生活交通確保対策（碓ヶ関地域・東部地域のバス運行）について質問します。運転免許証の自主返納とも関連します。

免許の自主返納は、運転者本人のみならず家族にとっても移動手段、生活の足を欠くことになることから、公共交通の確保はいままで以上に必要不可欠なものとなってまいります。

平賀地区においては、平賀駅、平川診療所を起点に、4系統のコミュニティバスが運行して、ほぼ全域をカバーしています。料金も大人200円、子ども100円と、利用者負担も少なくなっています。しかし、コミュニティバスが運行されていない碓ヶ関地域、東部地域、尾上地域は既存の公共交通を利用することになりますが、料金は高く、何よりも平川市中心部へのアクセスが非常に悪い状態にあります。

そこで、質問は2点あります。1点目は、昨年8月から3か月、平賀・碓ヶ関両地区を結ぶバスの試験運行の結果を受けて、当会派、新風の会代表の原田 淳議員から運行継続の提案がなされ、市側も関係機関と協議し運行継続の可能性を探るとしましたが、その後の経過について伺います。

2点目は、東部地域についてです。午前の質問で佐藤 寛議員も取り上げておりましたが、私からもまた改めて質問いたします。黒石と温川を結ぶ路線バスが運行していますが、便数が少なく、また、時間割等もですね、往復2便と非常に少なくなっております。バスそのものをこうよく見てみますと、やはり黒石の板留、虹の湖公園までが重点となっております、平川市の小国、葛川、温川方面は非常に不便なような便数の配置になっております。また、料金に関しましてもですね、温川～黒石駅前までが1,360円、葛川1,060円、小国930円と高く、例えば週2、3度利用するとなると、これはかなりの負担となります。

こうしたことを勘案した場合、東部地域においても平川市中心部と結ぶバスの運行が必要であると思っておりますが、市長の見解を伺います。

○議長

市長。

○市長

高齢者の交通対策について、この免許の自主返納についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

議員御指摘のとおり、現在、全国的に高齢者ドライバーによる交通事故が問題となっております。また、青森県警で実施している運転免許証の自主返納の取り組みについても承知をいたしております。今日の新聞にありましたけれど、2016年に運転免許証を自主返納した人は、高齢者を中心に3,184人となっており、前年度より674人増えたということが県警のまとめでわかったというふうな報道もございました。このことも考えながら、本市といたしましても、高齢者ドライバーの交通事故を防ぐ観点から、自主返納については有効な手段であると考えております。

次に、2点目の高齢者の生活交通の確保対策（碓ヶ関地域・東部地区のバス運行）についてであります。

午前中、佐藤 寛議員にもお答えをいたしました。議員御指摘のとおり、運転免許の自主返納制度が推し進められることから、今後は自主返納が増えていくものと思われれます。しかし、移動手段の確保があつてのことと思われれます、自主返納の返納が増えていくのはですね。高齢化が進む中、公共交通の確保は避けて通ることのできない重要な課題であると認識しております。そのことから、昨年、碓ヶ関地域のバス運行について実証、検証を行わせていただきました。

この碓ヶ関地域のバス運行については、現在もバス事業者と協議しているところであります。課題となっているのは、冬期間の運行について、特に古懸地区など地形上の問題でバスの運行ルートを確保できない状況があることであります。このことからバス以外の車両の検討などに時間を要している次第であります。また、東部地区においても同様にバス運行の必要性は認識

しておりますので、これ併せて検討を重ねてまいりたいと思います。以上であります。

○議長

9番、石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

それでは再質問いたします。まず、高齢者の交通安全対策（高齢者の免許自主返納）についてですけれども、先ほど市長が今朝の新聞の話題を取り上げておりましたけれども、それでは実際、平川市においてはどうかということをしり聞きたいと思っております。そのためにまず、平川市の65歳以上の免許証所有者数及び返納件数、おわかりでしたらお教えてください。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

当市の65歳以上の運転免許証所有者数について県警に照会したところ、平成27年末時点で4,957人とのことであります。当市の返納件数については、市町村別の統計を県警のほうで取っていないとのことであり、把握することができませんでした。

○議長

9番、石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

平川市の65歳以上の免許証保有数は4,957人ということですね。これがだんだんだんだんこう年齢が上がっていくとなると、いまのような事故等がまた想定されて、自主返納に対しましての考え方、これをやはりきちんと平川市の皆様方にお知らせしていかないといけないと思っております。

実際に、ある施設でこの勉強会ありまして、そこにお邪魔させていただきました。そうしますと、この免許の自主返納制度に関しましてまだまだ知らない方も多くいらっしゃいました。ですからこそ警察、県警のほうではアナウンスしているとは思いますが、市としても何かの形でもって告知し、また周知していったら、高齢者の運転の事故等を防ぐためにも市もかかわっていかねばいけないものと思っておりますけれども、市の考えはいかがなものでしょうか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

現在、県警で実施している運転免許証の自主返納制度については、市民への交通事故防止の観点からも重要であると考えております。今後は県警と連携し、ホームページや広報等を活用し、市民への周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長

9番、石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

よろしくお願ひいたします。さまざまな周知の手立てはあると思っておりますので、一度限りではなくて何度も何度もお願ひしたいと思っております。

そしてまた、この返納した際に一番の問題は、先ほど来お話はしておると思っておりますけれども、移動手段の足になるんですよね。生活の足、これが一番の問題となります。だからこそまた、返納をちゅうちょする高齢者の方もいるやに聞いております。

そこでもって、青森県においては、青森県警察が運転免許証自主返納者への支援事業としまして、運転免許証自主返納者を地域全体で支えるサポート体制と題しまして、県内の自治体や企業・商店などと連携した運転免許証自

主返納者支援協賛店一覧、これを発行しております。このような形でもって発行しております。この点に関しましてはですね、私も内容見た限りでは、平川市の業者に関しましては非常に少なくなっております。ですから、返納を促すのみならずそれを支援する、サポートする側の方々に対しましてぜひとも呼びかけをしていただきまして、その返納が滞りなく進み、また、安全確保できる体制づくりも必要かと思えます。そのうえでもって、また市独自に、また、この交通安全防止の観点からはもちろんですけれども、運転免許証返納後の移動手段の確保のために支援が必要だと思いますけれども、市長はどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

これも今日の読売新聞なんですけれど、県内でこの自主返納に対してサービスが提供されている自治体、今年2月末現在で7自治体と423の店舗が行っているようであります。

青森市企業局交通部では、買い物や通院などに困らないよう、市営バスカード5,000円相当分を送っている。むつ市や大間町など下北地域5市町村で構成する下北地域公共交通総合連携協議会では、5,000円を上限に70歳以上の高齢者を対象としたバス切符や定期券の購入費を助成しているとか、それぞれタクシー会社とかホテル等でのポイントとかの支援事業があります。

当市ではこの辺のところはまだ行っておりませんが、当市といたしましても高齢者ドライバーの交通事故防止の問題は喫緊の課題であるというふうにとらえております。

高齢者の運転免許返納後の移動手段確保でありますけれど、当市におきましては、市民の行動範囲が当市内のみならず弘前市や黒石市など域外まで及ぶことから、広域的に連携した取り組みが有効であると思われれます。

今後は国・県に対してこのことも要望するとともに、弘前圏域定住自立圏などで取り組みができないか検討してまいりたいと思います。

○議長

○9番

(石田昭弘議員)

9番、石田議員。

いま今朝のまた新聞のお話をされましたけれども、そのようにこちらのほうにはさまざまに書いてございますけれども、これ1つとってもですね、要は返納の機会を促すような支援、ある意味では継続していないような内容でも若干見受けられるところがあります。要は1回きりの支援ですね。返納の動機を促すために行っているものが非常に多いと思います。ですから、さっき市長がおっしゃったような半恒久的なものを考えていかなければならない時期にいま差ししかかっているのではないかと思います。

その意味でもって、この再質問の②のほうに移りますけれども、高齢者の生活交通確保対策におきましてはですね、特にこの平川市に関しましては面積が非常に広いんですよね。そしてまた、平野部から中山間部と広範にありますので、非常にこの、等しく生活の足の確保ってのはなかなか難しい、大きな課題ではあると思います。ですが、そのまま難しいままで終わってはいけないと、このように考えています。

将来、ますますこの高齢化が進んでいきますし、先ほど冒頭で言いましたように限界集落の問題もありますし、これが危機的集落に今後移行する可能性もあります。そうしたときに、なおさらのこと、この公共交通、この整備が必要ではないかなどこのように考えております。

そういうふうな意味でもってですね、現在、公共交通網としては、先ほども述べたように旧平賀のほうでは4系統のコミュニティバスがありますけども、将来を俯瞰した場合はですね、この地域が3つありますので、これをすべて包含したような形の新たな交通網体系、これを構築していく必要が、私はあると考えています。

ですからこそ、この構築のためにはですね、いろんな用件等ありますし、また、予算も時間もかかるとお思いますので、少しく長期的な視点を持ちながらですね、知恵を出し合いながらどういう形がいいのか、どういう形が市民の方々にとって有効であるのか、こういうふうなものもですね、アンケートも取りながら、ぜひとも生かしていただきたいなと思っております。

そういうふうな意味では、新たな交通網の構築、これをぜひとも考えながらですね、また、交通構築の運用に関しましては、だからといっていつまでも時間かけるのではなくて、ある程度めどをつけて、そのめどとしまして私はですね、ある意味ではこの本庁舎、これが開庁される時期を目途としましてですね、構築すべきではないかと考えております。

この件に関しましては、いろんな議論があると思えますけど、いまのこの質問に対しまして、市長の見解を伺いたいと思えます。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

議員御指摘のとおり、現在、市内を走行するコミュニティバスは平賀地域内で4路線運行しており、そのほかの地域は既存の路線バスを利用しているのが実情であります。御存じと思いますが、尾上地域にもかつては走っておりますけれども、利用者数の減少ということで取りやめになった経緯もあります。

この既存の路線バスでは、御指摘のとおり、平川市中心部へのアクセスが悪いことや利用料金の格差もありますので、非常に御不便をおかけしていると思えます。そのこともあって、昨年碓ヶ関地域からの平賀地域への路線バスの実証実験も行わせていただきましたが、御指摘のとおり、今後は市全体としてこの公共交通網のあり方について、また、バスでいいのか、またオンデマンドのほうもありますけれど、その利用状況等に合わせながら検討していかなければならないと思えますので、総合的に検討を重ねてまいりたいというふうに思えます。

○議長

9番、石田議員。

○9番

ぜひお願いします。

(石田昭弘議員)

一番のやっぱり問題はその、格差ですよ。地域間格差、これが非常に問題になりますので、平川市はどこに住んでも住みよいまちだと、このような声がかかるような体制づくりをぜひともお願いしたいとこのように思ってお

ります。

それでは、続いて最後の項目となります3番目の観光振興について質問いたします。①観光協会及び観光案内所について質問いたします。

昨年、政府は観光についての閣僚会議で、観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の柱であるとの認識を示しました。

訪日観光客も年々増加の一途をたどり、青森県への外国人宿泊者は調査開始以降最多となったと報道されておりました。

当市においても昨年12月、県とともに台中市との友好交流協定を締結。第2次平川市長期総合プラン前期基本計画にインバウンド観光の推進が示されたように、観光を含めた人的交流や物産の販路拡大などの効果が大きいと期待されるところでありますが、それに比例して今後ますます多忙になるであろう観光行政やイベントなど、これまでも増して市職員の負担が大きなものとなると考えております。

実際にこれまでも各イベント等参加させていただきましたけども、特にイベントは土日が中心ですので、市職員、特に若手ですね、朝から夜遅くまで準備をしたり片づけたり。また、暑い中でもって着ぐるみを着てですね、汗だくでもって頑張っている姿見ると、ちょっとこれは何とかしてあげたいなというふうな気持ちにもなっておりました。

そういうこともありますし、いま述べたように台中市との、これからまた大きな大きな観光の交流がこれから発進してまいりますので、そういう意味ではきちんとすみ分けをしていかなければならない時期にいま達しているのではないかと、このように考えております。

そういうふうなことも勘案しながらですね、観光協会の事務局が、現在はです、市の商工観光課内にありますし、そういう意味では今後のあり方とか、また、行政と民間をつなぐ役割が本来この観光協会のあるべき姿だと思っておりますので、そのような今後の流れ、また、観光案内や情報の発信・提供など総合窓口として、いま平川市には観光案内所がありませんので、これは今後どういう形でもって設置等考えていらっしゃるのか。そういうふうなものを含めた観光振興の今後のあり方について、市長の答弁を求めます。

次に、②金屋地区の農家蔵の冬のイベントについて質問します。

第2次平川市長期総合プラン前期基本計画の県内外に発信できる観光の振興の現状と課題に関しまして、「本市を訪れる観光客数は紅葉シーズンが終わると大幅に減少しており、冬期間の誘客が課題となっています。」このように書いてあります。

株式会社トレンドエクスプレスの「春節」における訪日中国人の「2017年春節に日本でしたいことランキング」、これによりますと、1位が依然として「買い物」ということでした。そして2番目がですね、なんと「雪を見たい」ということなんです。そして3位に「日本料理を食べたい」、以下「温泉に入りたい」、「スキーをしたい」など、雪に関するものがランクインしております。これ以外にも、「餅つきをしたい」、「神社仏閣に行きたい」、「民宿に泊ま

りたい」、「利き酒をしたい」、このように最近ではですね、「日本の文化を体験したい」、こういうニーズも多いとしております。また、人気があるとしてもしております。

青森県の農林水産部構造政策課の「グリーン・ツーリズムを巡る動きについて」によると、これまでの有名観光地を巡る物見遊山の旅行とは一味違う体験型旅行が、現在国内はもとより海外の旅行者の間でも関心が高まっているとしております。

こうして見ますとですね、冬期間の誘客が課題であるとしていますが、ランキングなどから雪、体験など、今後の平川市における冬期間の誘客のヒントが伺い知ることができると思います。

そしてその意味で、一つの観光の材料としまして、この金屋地区の農家蔵の冬のツーリズム尾上農家蔵物語が私は挙げられるのではないかと考えております。

国の登録有形文化財を含んだ蔵群のライトアップ、ろうそくの炎が揺らめく灯籠は、雪の白さと静まり返った冬の夜に一層映えて、幻想的な世界を創り出していました。寒い時期ですので、外に出るのもなかなか大変だと思って私も行ったことがありませんでしたが、このたび行きましたけども、すごくですね、よくて、感動いたしました。このようなすばらしい冬のイベントとしてのこのような取り組みがあったのかと、いまさらながら申しわけない限りでありましたけれども、とにかくすばらしかったですね。

これを企画しているのが、NPO法人尾上蔵保存利活用促進会が企画運営しておりますけれども、これをですね、できますればもっともっと市もバックアップして大きくしていくべきではないかと考えております。さらにはもう一段、もう一段ですね、今度は黒石の冬のコミセまつりや田舎館の冬の田んぼアートなどとも連携して、津軽南全体として冬の観光誘客の促進につなげられるのではないかと考えておりますので、この点を含めた市長の見解をお伺いします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

現在、観光協会事務局を市職員が兼任しておりますのは、県内10市の中で当市のほか、つがる市のみとなっております。

議員御指摘のとおり、観光協会は行政と民間の間で地域の観光振興の中心となる存在であり、観光関連事業者との連携・協力を仰ぎながら観光PR活動やイベント等を実施し地域の観光振興に寄与するものであり、果たす役割は重要であると考えております。

現在、商工観光課職員は観光協会のイベント・運営等が主な業務となり、本来、行政の役割である観光産業の支援、観光宣伝、広域連携、観光施設整備等について十分な時間を費やすことが困難な状況となっております。このことから、平成29年度から観光協会が独立・法人化できるよう、現在、準備を進めております。

観光案内所に関しましては、観光協会と密接に関係するものと理解してお

りますので、設置場所や運営のあり方等について先進地を参考にしたうえで今後検討していきたいと考えております。

市と観光協会がそれぞれの役割を分担し、地域一体となった魅力的な観光地域づくりや情報発信・プロモーションを展開し、観光誘客を促進してまいりたいと考えております。

次に、金屋地区農家蔵の冬のイベントについてであります。

冬期間の観光誘客についてであります。昨年12月に友好交流協定を結んだ台中市との意見交換の中でも、議員御指摘のとおり、雪、温泉、スキーなどに対して非常に興味を示していることは実感しております。

農家蔵・蔵並通りライトアップは確かに幻想的であり、当市の冬の観光誘客のための1つの資源であります。市といたしましては、それだけの拡大ではなく、雪、温泉、スキーなどの資源も絡めた総合的な拡大・発展へ展開していく必要があると考えます。今後、誘客促進のためにはさまざまな事業の可能性を検討していきたいと考えますので、市ではできる範囲での支援をしていく所存であります。

また、連携事業についてであります。先月、黒石市・田舎館村と連携し、名古屋市の観光事業者へモニターツアー参加を呼びかけ、実施いたしております。ツアー行程には黒石市の冬のこみせや田舎館村の冬の田んぼアート、当市の盛美園やねふた展示館等を含めたツアーとしております。参加した観光事業者からは貴重な御意見をちょうだいしており、現状ではすぐさま旅行商品には至らず、商品造成への課題が徐々に浮かび上がってきているのが状況であります。引き続き、冬の観光誘客について検討してまいりたいと考えてますので、御理解いただきたいと思っております。

(「終了します」と呼ぶ者あり)

○議長

9番、石田昭弘議員の一般質問は終了しました。

本日の日程はすべて終了しました。

次に、お諮りいたします。

会期日程表のとおり、9日、13日、14日は予算特別委員会のため、10日、15日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、次の本会議は16日、午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時02分 散会

